

令和6年1月31日

全身脱毛サロンC3（シースリー）運営会社／株式会社ビューティースリーの被害者の皆様

札幌弁護士会消費者保護委員会

全身脱毛サロンC3（シースリー）運営会社／株式会社ビューティースリーが 破産手続開始決定を受けたことに伴う被害者説明会のお知らせ

全身脱毛サロンC3（シースリー）運営会社／株式会社ビューティースリーが、令和5年9月25日、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けた問題で、札幌弁護士会消費者保護委員会は、被害者に向けた説明会を実施することにしましたので、ご案内いたします。

株式会社ビューティースリーが東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに伴い、株式会社ビューティースリー（C3札幌大通店、札幌駅前店、旭川店、帯広店）とエステティックサービス契約をされ、信販会社での分割払い契約をされていた方々から、札幌市消費者センターなどに対し、信販会社からの請求を止めることはできないのか、信販会社からの請求に応じなかった場合、信用情報機関に不利益情報が記載されないのか、といった相談が多数寄せられております。

そこで、説明会においては、破産手続の現状と見通し、信販会社からの請求に対する対応など今後被害者の皆様において検討すべき事項について、当会消費者保護委員会の当日までの調査内容をご説明することを予定しております。

また、事前あるいは説明会当日に、被害を受けている皆様からも、被害の具体的内容及び状況等について、申し込みフォームにご入力いただく方法などにより情報をご提供いただき、当会において今後の検討資料とさせていただきたいと考えております。

つきましては、下記の要領で説明会を開催いたしますので、参加をご希望される被害者の方は、できる限り事前の申し込みのうえで、下記場所に直接お越しください。

記

日 時：令和6年2月17日（土）午後1時30分から午後2時30分（予定）

参加資格：株式会社ビューティースリーの契約者及びそのご家族

（当日、契約者であることがわかる資料を何かお持ちください）

場 所：札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 5階

申し込み：できる限り事前に、以下のURLまたはQRコードから申込フォームにアクセスして、必要事項をご入力の上、申し込みをお願い致します。

URL <https://forms.gle/Wun3VHA3YUZSNo3v5>

（本説明会に関する連絡先）

札幌弁護士会事務局

電話番号 011-281-2428

※ 当日の説明内容に関する事前の回答はできません。

